

新人教育プログラム臨床見学受入施設 指導実施要綱



(公社)日本理学療法士協会 事務局

第6版(2021年1月)

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 制度の概要..... | 3 |
| 2. 対象..... | 4 |
| 2.1 臨床見学受入施設..... | 4 |
| 2.2 管理者..... | 4 |
| 2.3 講師..... | 4 |
| 2.4 見学者..... | 5 |
| 3. 見学について..... | 6 |
| 3.1 見学研修要件..... | 6 |
| 3.2 見学研修実施における注意事項..... | 7 |
| 3.3 見学受入..... | 8 |
| 3.4 見学希望者とのやりとりについて..... | 8 |
| 3.5 見学受入後の手続き..... | 8 |
| 4. 見学受入申請について..... | 10 |
| 4.1 臨床見学受入施設としての認定期間..... | 10 |
| 4.2 申請から見学受入開始までの流れ..... | 10 |
| 4.3 申請書類..... | 11 |
| 5. 申請内容の変更..... | 12 |
| 6. 見学受入の中止..... | 12 |
| 7. 参考資料..... | 13 |
| 8. 提出先・問合せ..... | 14 |

1. 制度の概要

新人教育プログラム臨床見学受入施設制度は、理学療法士の臨床能力向上を目的として2015年度から運用を開始しましたが、2022年度以降は、新生涯学習制度が開始となるため、新人教育プログラムならびに本制度も2021年度までの運用となります。

本制度は、本会が認定する臨床見学受入施設で新人教育プログラム未修了の会員が見学研修として、新人教育プログラム¹の「理学療法の臨床」のうち、下記テーマに関する理学療法を行っている様子を見ることで、知識や技能を深めます。見学者は、下記テーマの単位を取得できます。

<見学者が取得可能なテーマ>

- C-1 神経系疾患の理学療法
- C-2 運動器疾患の理学療法
- C-3 内部障害の理学療法
- C-4 高齢者の理学療法
- C-5 地域リハビリテーション(生活環境支援含む)

臨床見学受入施設となるための条件は、施設に、見学研修の講師となる認定理学療法士²または専門理学療法士³保有者がいることです。施設のリハビリテーション管理者が、本会指定の見学受入申請期間に申請を行い、認定を受ける必要があります。

¹ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「新人教育プログラム」

² 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「認定理学療法士」

³ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「専門理学療法士」

2. 対象

2.1 臨床見学受入施設

本制度の臨床見学受入施設は、見学研修の講師となる認定理学療法士または専門理学療法士保有者がいる施設が対象です。病院、診療所、通所・訪問リハビリテーション事業所、行政機関等を問わず見学受入申請が可能です。

2.2 管理者

本制度の管理者は、主にリハビリテーション科や理学療法室等において管理者またはリーダー的役割を任されている理学療法士や他職種の方で、問合せ対応・日程調整対応等、各種手続きが可能である方が対象です。管理者が理学療法士でない場合は、他職種の管理者が取りまとめを行い、本会に見学受入申請を行う必要があります。

※本会ホームページに、臨床見学受入施設として施設情報の他、「管理者」の氏名を掲載させていただきますことを予めご了承ください。⁴

2.3 講師

本制度の講師は、認定理学療法士または専門理学療法士のどちらかの資格を有している会員が対象です(非常勤講師を含む)。

講師は、見学者に対して直接指導を行っていただきます。講師の、見学受入可能なテーマは、講師が保有している認定理学療法士の領域や専門理学療法士の分野に関わらず、患者様や施設の特徴等に合わせて設定可能です。また、非常勤講師である場合は、対応可能な曜日等を、「様式第4号 新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧」申請時にご明記ください。⁵

※見学受入申請時点で、**認定専門理学療法士または専門理学療法士を取得見込みの場合は、申請対象外**となります。取得後に、講師の追加申請を行ってください。

※非常勤講師について、主たる職場が大学等の教育施設で、週に1~2回程度、関連病院等で臨床業務に携わっている場合、関連病院の管理者が見学受入を許可すれば、関連病院で見学受入を行うことは可能です。なお、関連病院の管理者が本会に見学受入申請を行う必要があります。

※本会ホームページに、臨床見学受入施設として施設情報の他、「講師」の氏名を掲載させていただきますことを予めご了承ください。⁶

⁴ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「施設一覧」

⁵ 本要綱「3.1 見学研修要件」

⁶ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「施設一覧」

2.4 見学者

本制度の見学者は、新人教育プログラム未修了の会員が対象です。新人教育プログラム修了者の見学研修は原則認めません。

※入会手続き中の方も、本制度を利用して見学研修に参加できるものとします。入会手続き中に見学研修に参加した場合、入会後に見学研修の単位を付与します。

※他施設に所属する新人教育プログラム未修了の会員だけでなく、自施設に所属する新人教育プログラム未修了の会員も、見学者として見学研修に参加することができるものとします。⁷

※休会中の方は、会員権利が停止しているため、本制度を利用することができません。⁸

※休会以前に見学研修を行った場合、取得した単位は休会中に失効することはありません。⁹

※本会を退会した場合、全ての履修情報はリセットされます。その後、再入会した場合は、再度、新人教育プログラム単位を取得する必要があります。¹⁰

⁷ 本要綱「3.1 見学研修要件」 10)

⁸ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「休会」

⁹ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「休会」

¹⁰ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「退会」

3. 見学について

3.1 見学研修要件

見学研修の到達目標は、新人教育プログラム未修了の会員が、本会が認定する臨床見学受入施設での見学研修を通して、理学療法の実践を通じた評価と治療について学ぶことです。理学療法士が実際に理学療法を行う様子を見学することで、患者様の症状に対する客観的な評価と、効果的なアプローチ方法について理解を深められるよう、見学研修を行う必要があります。詳細なカリキュラムは設けておりませんが¹¹、講師は下記要件に沿って見学研修を行ってください。

1) 見学時間は1テーマあたり60分以上、半日程度とする。

※見学時間は、1テーマあたり最長でも半日程度とする。見学者の希望で、1テーマ1日60分以上×複数日に渡り見学受入する場合、最終回をもって見学研修の修了となるため、最終回のみ見学者への単位付与および講師へのポイント付与とする。なお、実施報告も、最終回のみ報告する。

(例)見学者Aを、「C-2 運動器疾患の理学療法」で、断続する3日間、見学受入した場合、最終日付で見学者へ「C-2 運動器疾患の理学療法」単位が付与される。同様に、最終日付で講師へ1テーマ分のポイント=10ポイントが付与される。なお、実施報告は、最終回の1回のみで良い。

2) 新人教育プログラムの履修単位のうち、本制度の見学研修で実施可能なテーマは「理学療法の臨床」の下記5テーマとする。

<見学研修で実施可能なテーマ>

- C-1 神経系疾患の理学療法
- C-2 運動器疾患の理学療法
- C-3 内部障害の理学療法
- C-4 高齢者の理学療法
- C-5 地域リハビリテーション(生活環境支援含む)

3) 1日の見学研修の中で実施可能なテーマ数は最大5テーマとする。

4) 見学研修の際は、認定理学療法士または専門理学療法士を保有しており、かつ、事前に「様式第4号 新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧」にて本制度に登録申請を行った講師が直接指導にあたること。

※認定理学療法士または専門理学療法士を保有していない方は、見学研修の補助として、見学者の案内等の業務を行うことは可能ですが、見学者への直接指導は講師のみが行うものとします。なお、見学研修の補助をした方への生涯学習ポイント付与はありません。

¹¹ 本要綱「7. 参考資料」

- 5) **講師は、「様式第4号 新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧」にて自らが設定し、本会へ登録済みの、見学受入可能なテーマに関する見学研修を行うこと。¹²**
- 6) 見学研修では最低1人以上の患者様への治療見学を行うこと。
- 7) **1テーマにつき講師は1人とし、1テーマを複数の講師が担当することはできない。**
(例)1人の見学者に対し、「C-1 神経系疾患の理学療法」のテーマを2人の講師が担当することはできない。
- 8) 1日の見学研修で複数のテーマの見学受入を行う場合、それぞれを異なる講師が担当できる。
(例)1日の見学研修の中で、「C-1 神経系疾患の理学療法」のテーマを講師Aが担当し、「C-2 運動器疾患の理学療法」のテーマを講師Bが担当できる。
- 9) 1日の見学研修で1人の講師が複数のテーマを担当することができる。
(例)1日の見学研修の中で、講師Aが「C-1 神経系疾患の理学療法」と「C-2 運動器疾患の理学療法」のテーマを担当することができる。
- 10) 見学研修は、自施設の、新人教育プログラム未修了の会員に対しても行うことができるものとする。見学研修として普段の臨床業務とは別に時間をとって見学を行った場合だけでなく、自施設で実施した職場内教育(On the Job Training)も、本会の定める見学時間等の要件を満たしていれば、見学研修の一環とみなし単位を付与する。
- 11) 1日の見学研修で、異なる見学者が、同じテーマの見学を希望しているが、患者様や見学者の都合により、やむを得ず午前に1件の実施、午後に1件の実施となる場合は、それぞれの実施ごとに講師ポイントを付与する。
(例)1日の見学研修の中で、講師Aが「C-4 高齢者の理学療法」の見学受入を、午前は見学者A、午後は見学者Bに対して実施した場合、講師Aは1テーマ分の10ポイント×2=計20ポイントを付与される。

3.2 見学研修実施における注意事項

- 1) 患者様の了解を得た上で見学研修を行ってください。
- 2) 本制度はあくまで見学研修のため、見学者に患者様の治療や移乗、介助をさせることのないようにしてください。
- 3) 見学研修中に事故やケガが起こらないよう、十分注意してください。
- 4) 施設が見学者に対して受講費を徴収することはできません。
- 5) ご不明な点がございましたら、見学研修を行う前に本会へお問い合わせください。

¹² 本要綱「2.3 講師」

3.3 見学受入

見学研修を行っていただくにあたり、下記の項目に関しては、各施設で自由に設定できます。所属施設でご相談いただき、無理のない範囲でご設定ください。

- 1) 見学時間は1テーマあたり60分～半日程度であれば自由に設定できます。
- 2) 見学者の人数は1人～複数人数で、各施設で自由に設定可能とします。ただし、同時期に複数の見学希望者がいる場合、特段の事情がない限り複数の受入を推奨します。
- 3) 女性限定など、見学者の限定は各施設で自由に設定可能とします。見学受入申請の際、「様式第4号 新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧」の備考欄にその旨を記載してください。
- 4) 施設の業務状況等によって特定の時期の見学受入が難しい場合は、見学受入が可能な期間の設定ができるものとします。見学受入申請の際、「様式第4号 新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧」の備考欄にその旨を記載してください。
- 5) 所属の都道府県士会以外の会員であっても、施設側で特に支障がなければ受け入れることができます。

3.4 見学希望者とのやりとりについて

- 1) 臨床見学受入施設の管理者または講師と、見学希望者が直接やり取りをして、見学研修を行う日時や受入テーマの相談を行う必要があります。
- 2) 見学の受入ごとに協会からの公文書は発行いたしません。依頼書等が必要な場合は、見学希望者とのやりとりを通して、見学希望者の所属施設から依頼書等を発行してもらってください。依頼書のフォーマットは、本会ホームページからダウンロードできます。¹³

3.5 見学受入後の手続き

管理者または見学研修を行った講師は、「様式第6号 新人教育プログラム臨床見学受入施設報告書」をメールにてご提出ください。なお、個人情報を含みますので所定のパスワード¹⁴を設定し提出してください。

ご入力いただいた実施報告をもとに、本会事務局でマイページに履修情報の登録を行います。履修情報の反映は、報告から1～2カ月程かかります。

見学者には、新人教育プログラムのうち見学したテーマの単位を付与します。

¹³ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「見学依頼書」

¹⁴ 各施設の管理者へ通知します

講師には、実施テーマごとに「履修ポイント基準 大項目 5-7)新人教育プログラム臨床見学受入施設の指導者 10ポイント」¹⁵を付与します。

(例)1日に1人の講師が「C-1 神経系疾患の理学療法」と「C-2 運動器疾患の理学療法」の2つのテーマの見学研修を行った場合、C-1で10ポイント、C-2で10ポイントの計20ポイントを付与します。

※新人教育プログラム修了者の見学を受け入れた場合は、講師ポイントは付与されません。¹⁶

¹⁵ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「履修ポイント」

¹⁶ 本要綱「2.4 見学者」

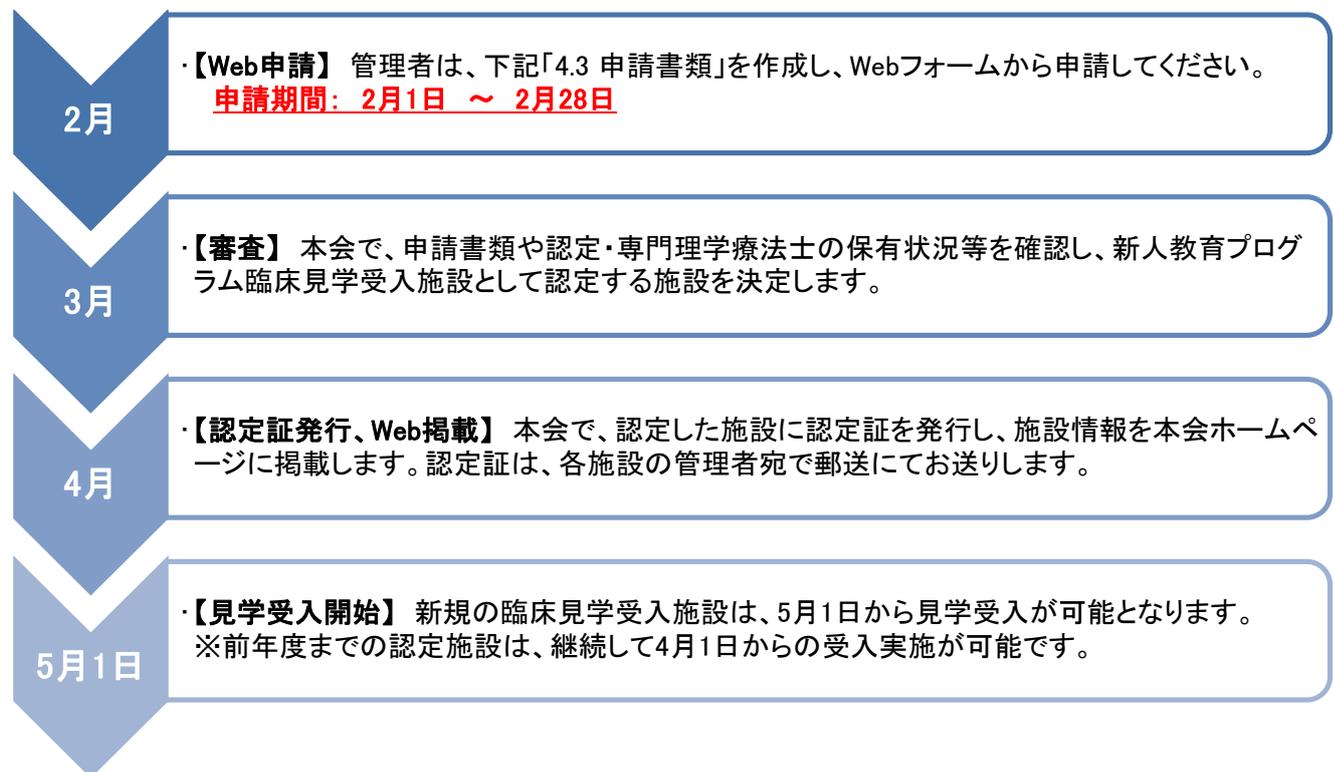
4. 見学受入申請について

2015年度は認定理学療法士または専門理学療法士保有者が個人で本会に申請し、新人教育プログラム臨床見学受入施設の認定を行っていましたが、2016年度以降は、指定の見学受入申請期間に、施設のリハビリテーション管理者¹⁷にお取りまとめいただき、本会にご申請いただく形となります。

4.1 臨床見学受入施設としての認定期間

本制度の臨床見学受入施設としての認定期間は、申請年度の翌年5月1日～翌々年3月31日までとなります。2022年度の新生涯学習制度開始に伴い、認定期間は一律2022年3月31日までとします。

4.2 申請から見学受入開始までの流れ



¹⁷ 本要綱「2.2 管理者」

4.3 申請書類

管理者は、下記の書類を作成してください。各書式は、本会ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。¹⁸

作成した書類は、Web フォームから申請してください。

・**様式第 1 号 新人教育プログラム臨床見学受入申請願 (PDF)**

日付と施設名をご記入いただき、管理者のご署名と、ご捺印をお願いいたします。

・**様式第 2 号 施設使用承諾書 (PDF)**

施設長にご承諾いただいた上で、日付と施設名、施設長名の記入とご捺印をお願いいたします。

・**様式第 3 号 誓約書 (PDF)**

日付を記入いただき、管理者のご署名と、ご捺印をお願いいたします。

・**様式第 4 号 新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧 (Excel)**

施設情報と見学受入を行う講師情報を記入してください。

¹⁸ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「見学受入を希望」

5. 申請内容の変更

下記に該当する場合は、「様式第 7 号 新人教育プログラム臨床見学受入施設・講師情報変更届」へ変更点分かるよう赤字等で明記の上、管理者がメールにてご申請ください。¹⁹

- ・病院名・部署名等が変更になった場合
- ・講師が設定した履修可能なテーマを変更する場合
- ・見学受入を中止する講師が生じた場合
- ・見学受入を行う講師を追加する場合

※管理者以外からの申請は受理できません。必ず管理者からご提出ください。やむを得ず代理の方から提出される場合は、申請メールの CC に必ず管理者のアドレスを入れてください。

6. 見学受入の中止

臨床見学受入施設として認定された後、見学受入を中止する場合は、管理者が本会に「様式第 5 号 臨床見学受入辞退届」をメールにて提出してください。書式は、本会ホームページよりダウンロードして使用してください。²⁰

「様式第 5 号 臨床見学受入辞退届」を提出後、再度、臨床見学受入施設として見学受入を行う場合は、改めて見学受入申請を行う必要があります。

¹⁹ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「見学受入を希望」

²⁰ 本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「辞退届」

7. 参考資料

見学研修を行う際は、必要に応じて下記をご参考ください。

- 1) 「様式第4号 新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧」申請にて本制度に登録したテーマに関する見学研修を行う必要があります。下記の表を参考にして、各テーマに関する見学研修を行ってください。

| 新人教育プログラムテーマ | 関連する対象、疾患、病期 |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| C-1 神経系疾患の理学療法 | 脳卒中、頭部外傷、脳性麻痺、脊髄損傷、神経・筋疾患、心身の発達障害など |
| C-2 運動器疾患の理学療法 | 骨関節疾患、切断、徒手、スポーツ外傷・障害など |
| C-3 内部障害の理学療法 | 呼吸障害、循環障害、代謝障害など |
| C-4 高齢者の理学療法 | 高齢者を対象とした健康増進、介護予防、障害予防、義肢・補装具など |
| C-5 地域リハビリテーション (生活環境支援含む) | 地域住民全般を対象とした健康増進、生活習慣病予防、健康管理、在宅支援など |

※表に記載がない疾患や病期でも、見学研修の実施は可能です。

※疾患の重症度や病期等によって複数のテーマに関連する場合がありますので、各講師でご判断いただき見学研修を行ってください。

- 2) 見学研修内容についての詳細なカリキュラムは設けておりませんが、下記を参考にして、見学スケジュールを組み立てて下さい。

| 研修名 | JPTA 新人教育プログラム 臨床見学研修 | | |
|-------------|-----------------------|--|--|
| 時間 | 狙い・目標 | 活動内容 | 場の設定 |
| 12:40～13:00 | 導入 | 【オリエンテーション】 自己紹介と趣旨説明 本日のタイムスケジュールなどの説明 施設紹介 | 病院・リハビリテーションセンター |
| 13:00～13:20 | 領域ごとの情報収集のポイントを確認する | 【患者紹介】 患者一般情報 理学療法経過の共有 | 電子カルテ 患者情報 |
| 13:20～14:20 | 治療を見て、考える | 【理学療法 治療見学】 担当の理学療法士が提供している治療内容を書き出しながら、何を狙いとして実施しているのか？治療対象部位はどこか？などを想定して書き出す。疾患の特性、高齢者の特性なども考慮する。 | 治療場面の見学 * FITT を用いて記録 F: frequency(頻度) I: Intensity(強度) T: Time(時間) T: Type(種類) |
| 14:20～14:50 | 治療を整理する | 【ディスカッション】 FITT で訓練内容を分類し、治療内容の目的、方法を想定しながら振り返る。 | |
| 14:50～15:00 | 治療を確認する | 【フィードバック】 担当の理学療法士から、治療の目的と方法について説明を受け、省察する。 | |

※一例ですので、上記以外の見学研修の組み方でもかまいません。

8. 提出先・問合せ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒106-0032 東京都港区六本木 7-11-10

(公社)日本理学療法士協会 事務局 新人教育プログラム臨床見学受入 担当者

TEL: 03-6804-1440 E-mail: sinpuro@japanpt.or.jp